

○青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令

平成28年6月1日本部訓令第13号

警察本部
警察学校
各警察署

改正

平成28年7月本部訓令第14号
平成29年3月本部訓令第6号
平成29年11月本部訓令第13号
平成30年3月本部訓令第5号
平成31年2月本部訓令第2号
令和2年3月11日本部訓令第1号
令和3年3月12日本部訓令第2号
令和3年9月29日本部訓令第20号
令和4年3月11日本部訓令第2号
令和5年2月20日本部訓令第2号
令和6年3月1日本部訓令第2号
令和7年3月3日本部訓令第6号

青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令を次のように定める。

青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第2項の規定に基づく青森県警察職員の標準的な職及び同条第1項第5号の規定に基づく青森県警察職員の標準職務遂行能力に
関し必要な事項を定めるものとする。

(警察官の標準的な職等)

第2条 警察官の標準的な職は、別表第1の標準的な職の欄に掲げるとおりとし、標準的な職が表す
職制上の段階に属する職は、標準的な職の区分ごとに、それぞれ同表の標準的な職が表す職制上の
段階に属する職の欄に掲げるとおりとする。

(警察行政職員の標準的な職等)

第3条 警察行政職員の標準的な職は、別表第2の標準的な職の欄に掲げるとおりとし、標準的な職
が表す職制上の段階に属する職は、標準的な職の区分ごとに、それぞれ同表の標準的な職が表す職
制上の段階に属する職の欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第4条 前2条に規定する標準的な職に係る標準職務遂行能力は、別表第3の標準的な職の欄に掲げ
る標準的な職の区分ごとに、それぞれ同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年本部訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年7月7日から施行する。

附 則(平成29年本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年本部訓令第13号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年本部訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中青森県警察組織規程第43条の次に

1 条を加える改正規定及び第 4 条中青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令別表第 1「外事指導官」を「外事指導官、警備対策統括官」に改める改正規定は平成31年 3 月11日から、第 1 条中青森県警察組織規程別表第 1 刑事企画課及び交通指導課の項の改正規定は平成31年 3 月18日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月11日本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 3 年 3 月12日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月29日本部訓令第20号）

この訓令は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月11日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月20日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中青森県警察組織規程第31条の次に 1 条を加える改正規定並びに別表第 1 留置管理課及び捜査第二課の項の改正規定並びに第 2 条中青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令別表第 1「組織犯罪対策室長」を「組織犯罪対策室長、特殊詐欺捜査室長」に改める改正規定については、令和 5 年 3 月17日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職	
	警察本部及び警察学校	警察署
警視	部長 総務室長 首席監察官 監察官 首席参事官 参事官 課長 隊長 所長 理事官 管理官 学校長 調査官 副校長 警視の階級にある以下の職 公安委員会補佐官、秘書官、情報公開・公文書管理室長、広報官、広聴相談官、警察安全相談室長、警察音楽隊長、警務調査官、企画調査官、人事採用企画官、給与管理官、心理専門官、犯罪被害者支援室長、運転技能指導官、術科指導官、取調べ監督室長、監査室長、予算統括官、会計指導官、出納調査官、調度調査官、装備指導官、施設調査官、訟務官、監察調査官、調整指導官、総務事務指導官、健康管理指導官、情報セキュリティ対策官、情報管理調査官、照会センター長、適正捜査指導官、許可等事務担当室長、人身安全対策	警察署長 副署長 刑事生活安全官 地域官 交通官 警視の階級にある留置官

	官、児童虐待対策官、少年補導統括官、被害少年対策官、少年事件指導官、人身安全対策支援隊長、少年対策室長、地域調査官、雑踏警備実施指導官、地域業務指導室長、鉄道警察隊長、通信指令官、通信指令長、生活保安調査官、サイバー犯罪対策官、刑事指導官、通信傍受指導官、取調べ指導官、証拠物件管理センター長、検視官、広域捜査官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、検視官室長、知能犯捜査指導官、告訴告発捜査指導官、組織犯罪対策官、組織犯罪対策指導官、保護対策官、組織犯罪対策室長、特殊詐欺捜査室長、知能犯特別捜査隊長、組織犯罪特別捜査隊長、鑑識指導官、鑑定指導官、交通行政官、交通事故分析官、交通企画官、交通管制官、交通規制官、交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官、被害者連絡調整官、運転免許調査官、交通聴聞官、自動車運転免許試験場長、警備調査官、警備指導官、航空操縦統括官、航空整備統括官、災害対策室長、警察航空隊長、警衛対策官、外事指導官、警備対策統括官、学校調査官、方面隊長	
警部	次長 副隊長 副所長 課長補佐 隊長補佐 校長補佐 警部の階級にある以下の職 公安委員会補佐官、秘書官、情報公開・公文書管理室長、広報官、広聴相談官、警察安全相談室長、警察音楽隊長、警務調査官、企画調査官、人事採用企画官、給与管理官、心理専門官、犯罪被害者支援室長、運転技能指導官、術科指導官、取調べ監督室長、監査室長、予算統括官、会計指導官、出納調査官、調度調査官、装備指導官、施設調査官、訟務官、監察調査官、調整指導官、総務事務指導官、健康管理指導官、情報セキュリティ対策官、情報管理調査官、照会センター長、適正捜査指導官、許可等事務担当室長、人身安全対策官、児童虐待対策官、少年補導統括官、被害少年対策官、少年事件指導官、人身安全対策支援隊長、少年対策室長、地域調査官、雑踏警備実施指導官、地域業務指導室長、鉄道警察隊長、通信指令官、通信指令長、生活保安調査官、サイバー犯罪対策官、刑事指導官、通信傍受指導官、取調べ指導官、証拠物件管理センター長、検視官、広域捜査官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、検視官室長、知能犯捜査指導官、告訴告発捜査指導官、組織犯罪対策官、組織犯罪対策指導官、保護対策官、組織犯罪対策室長、特殊詐欺捜査室長、知能犯特別捜査隊長、組織犯罪特別捜査隊長、鑑識指導官、鑑定指導官、交通行政官、交通事故分析官、交通企画官、交通管制官、交通規制官、交通事故事件捜	次長 業務指導班長 警部の階級にある以下の職 留置官、課長、課長代理、交番所長、警備派出所長、専門官

	査統括官、交通事故鑑識官、被害者連絡調整官、運転免許調査官、交通聴聞官、自動車運転免許試験場長、警備調査官、警備指導官、航空操縦統括官、航空整備統括官、災害対策室長、警察航空隊長、警衛対策官、外事指導官、警備対策統括官、学校調査官、方面隊長、分駐隊長、専門官	
警部補	係長 班長 警部補の階級にある分駐隊長 警部補の階級にある専門官	係長 班長 駐在所長 警部補の階級にある以下の職 課長、課長代理、交番所長、警備派出所長、専門官
巡査部長	主任 巡査部長の階級にある専門官	主任 巡査部長の階級にある専門官
巡査	係員	係員

別表第2（第3条関係）

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職	
	警察本部及び警察学校	警察署
警視相当職	総務室長 参事 課長 所長 理事官 管理官 調査官 副校長 総括副参事 総括研究管理官 副参事 研究管理官	総括副参事 副参事 会計官 警視相当職にある渉外官
警部相当職	次長 副隊長 副所長 課長補佐 隊長補佐 校長補佐 総括主幹 科長 主幹	総括主幹 主幹 課長代理 警部相当職にある以下の職 渉外官 課長
警部補相当職	専門研究員 主査 係長	主査 主査 係長 船長 機関長

		警部補相当職にある以下の職 課長 課長代理 機関士
巡査部長相当職	主任 主任研究員	主任 巡査部長相当職にある以下の職 船長、航海士、機関士
巡査相当職	係員 主事 技師 研究員 技能技師 技能主事	係員 主事 技師 技能技師 技能主事 巡査相当職にある以下の職 航海士、機関士

別表第3（第4条関係）

標準的な職		標準職務遂行能力	
警察官	警察行政職員		
警視	警視相当職	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
		判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
		説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警部	警部相当職	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
		判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
		説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
		業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ

			とができる。
		部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警部補	警部補相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
		説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
		業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡査部長	巡査部長相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
巡査	巡査相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
		コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。